令和6年6月28日 課 名 警察本部警務部警務課 担当者 課長 秋本 内 線 2610

# 警察職員の街頭活動時におけるサングラスの着用について

# 1 要旨・目的

警察職員の街頭活動時における紫外線による目への健康被害を軽減し、車両の運転時等における視認性を確保するもの。

# 2 規程の有無

街頭活動時におけるサングラスの着用を制限する規程はない。

#### 3 概要

#### (1) 対象職員

街頭活動を行う全ての警察職員

## (2) 実施内容

日中の街頭活動時に限り、事前に承認を得たサングラスを着用しての街頭活動を行う。 職務質問、巡回連絡などで県民等と対話する際は、原則、サングラスを外して対応する。

## (3) サングラスの仕様等

ア サングラスの仕様は、警察職員としての品位を保つ上で、華美又は奇抜な形状や色調でないものとする。

イ サングラスの仕様については、事前に上司からの承認を得る。

ウ サングラスの着用により、相手に威圧感や不信感を与えるなど、礼を失することのない ように十分に配意する。

#### 4 その他

広島県警察ホームページをはじめ、あらゆる広報媒体を活用して、県民へ広く周知を図り、 理解を求める。